

諮問番号：諮問第 154 号－ 1 外 3 件

答申番号：答申第 154 号－ 1 外 3 件

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

この生活保護基準では、憲法第 25 条が保障する健康で文化的な人間らしい生活ができない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

- 1 この生活保護基準では、健康で文化的な人間らしい生活ができないという審査請求人の主張については、本件処分の根拠である改正後の保護基準の違憲又は違法を理由として、本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）については、法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。

したがって、改正後の保護基準の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることはできない。

2 処分庁が行った本件処分に係る生活保護費の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 3 月 10 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 7 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、この生活保護基準では、健康で文化的な人間らしい生活ができないと主張しているところ、その主張は、改正後の保護基準が違憲又は違法であるとの主張であると解される。この保護基準は、法第 8 条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会は、保護基準の法適合性について合理的なものとして扱う。

また、法に基づく生活保護の実施に係る事務は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は法令や法定受託事務の処理基準として示される国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査庁においては改正後の保護基準の憲法適合性・法律適合性を審査すべき旨主張しているものと解されるが、審査庁は行政機関であり、裁判所の持つ法令審査権（憲法第 81 条）を有しないから、行政訴訟における裁判所の判断の場合とは異なり、審査庁においては、法律及び法規命令と解される保護基準をそのまま適用すべきであって、審査庁において、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として当

該処分が違憲又は違法であると判断することはできないものというべきである。したがって、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子